

2023年11月21日

大阪市長
横山 英幸 様

全国福祉保育労働組合大阪地方本部
大阪市支部執行委員長 鶴見朝子
大阪市天王寺区悲田院町8-12
国労南近畿会館3階
電話 06-6773-8441

2024年度大阪市予算に対する要望書

新型コロナウイルスが5類に移行した2023年。それでも集団生活の場である福祉施設ではまだクラスターが発生する施設もあり、また保育施設ではこの間で抵抗力が落ちている子どもたちがインフルエンザや溶連菌感染症など様々な感染症にも苦しめられています。

全国的に物価が高騰し、市民の生活だけでなく、福祉施設の運営なども脅かされている中、万博建設費は増額に次ぐ増額で当初の1.9倍にもなっています。カジノ誘致とも併せて、今貴重な財源を使うべきはそこではありません。福祉施設を必要としている子どもや利用者、保護者は苦しんでいます。そこで働く私たち職員は『やりがい』という言葉だけでギリギリ踏ん張っている状況だということを知ってください。

『国に対して要望する』のではなく、大阪市として独自の予算を組み、少しでも大阪市の福祉を良くしようとする姿勢を見せていただきたいです。

福祉の拡充は私たちを含む全市民の切実な願いであります。そのことを踏まえ、大阪市に対し下記の通り要望します。

記

福祉制度の利用者全ての人権の守られる豊かな福祉を実現するため、大阪市として、以下のことを行うこと。

保育関係

- (1) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4～5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
- (2) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助をすること。
- (3) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。
- (4) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。

- (5) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
- (6) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
- (7) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
 - (ア) アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。
 - (イ) 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。
- (8) 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを原則とすること。
- (9) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
- (10) 処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。
- (11) コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。

児童養護・乳児院関係

- (12) 乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員や新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないよう、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。
- (13) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
- (14) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (15) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
- (16) 困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
- (17) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額されたい。
- (18) 様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化されたい。

障害児・者関係

- (19) 通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く

職員が新型コロナウイルスの PCR 検査を受けられる体制を大阪市としてつくること。また、すべての事業所や施設の消毒費用などを補助する制度を確立すること。

- (20) 新型コロナウイルス対応ワクチンを接種した職員が接種日及び副反応が出た日に特別休暇を取得できるよう、大阪市として助成金等を措置し、行政責任で希望者が安心してワクチンを接種できるようにすること。
- (21) 新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、通所施設や短期入所を閉めたり、感染が心配で利用者がサービスを利用しなかったりして大幅な減収が予想される事業所や施設に対し、大阪市として補助すること。
- (22) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
- (23) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (24) コロナ禍での支援を継続するために発生した感染症対策について、サービス継続支援事業補助金の対象範囲を拡大するよう、国に要望すること。また、当面の間、すべての障害児・者福祉事業における感染症対策に要した費用に対し、大阪市として何らかの補助を講じること。
- (25) 障害児生活施設について、以下のことを実現すること。
 - (ア) 障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
 - (イ) 18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
 - (ウ) 看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
 - (エ) 入所理由の第 1 位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
 - (オ) 小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
 - (カ) サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。
- (26) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は 6 対 1 となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1 対 1 で行っているものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を 1 対 1 にする必要があるが、まずは 2.5 対 1 以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
- (27) 早川点字図書室について、以下のことを実現すること。
 - (ア) 来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。
 - (イ) 正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。
 - (ウ) 情報化対応特別管理費を 240 万円から限度額の 480 万円まで引き上げること。
- (28) 情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。
- (29) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

高齢者施設・在宅介護関係

- (30) 大阪府と連携して、すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、定期的に PCR 検査を実施すること。
- (31) 災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援について、適切に行われるよう、災害時と感染症対策用にもセンターを設けて、専任の職員を配置するなど体制を整えること。
- (32) 大阪府と連携して、災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。
- (33) 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。
- (34) 新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。
- (35) 高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に特別手当を支給すること。
- (36) 訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。
- (37) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。
- (38) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。
- (39) 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
- (40) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

社会福祉協議会

- (44) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、コロナ後の地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
- (45) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。調査員の CSW 転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。
- (46) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
- (47) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。
- (48) 日常生活支援事業（あんしんさぼと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。
- (49) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

以上